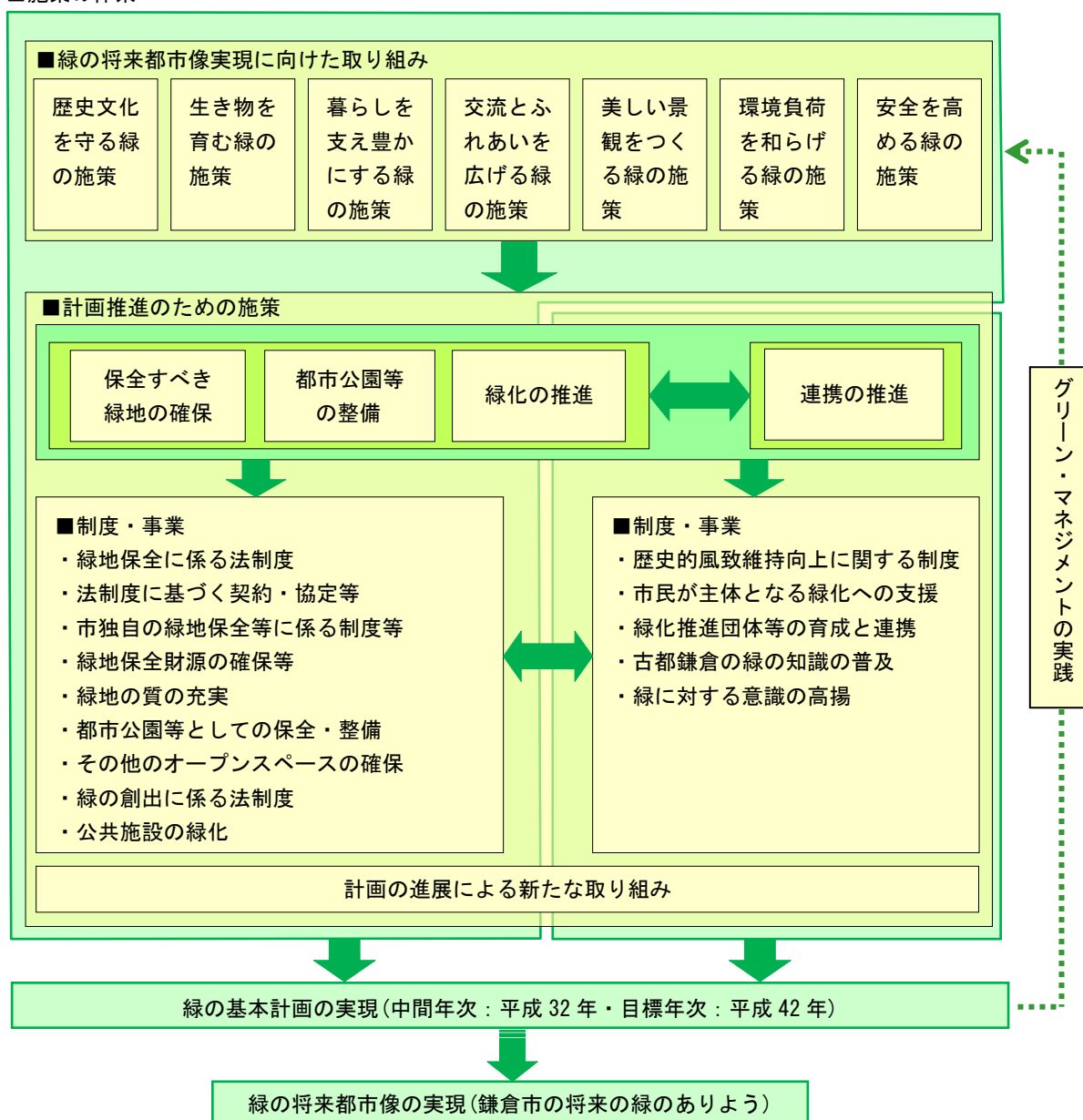


# 第3章 計画推進のための施策と制度・事業

## 1. 施策の体系

- 「緑の将来都市像の実現に向けた取り組み」の内容は、「保全すべき緑地の確保」、「都市公園等の整備」、「緑化の推進」、「連携の推進」に集約されることから、これらを計画推進のための施策の柱としています。
- 施策の柱に沿って展開する各種の制度・事業は、緑の将来都市像の実現に向けた全ての取り組みに関連し、相互に影響させながら推進します。
- 「保全すべき緑地の確保」に係る施策では、主として、緑地保全に係る法制度、法制度に基づく契約・協定等、市独自の緑地保全等に係る制度等、緑地保全財源の確保等、緑地の質の充実に係る制度・事業を展開します。
- 「都市公園等の整備」に係る施策では、主として、都市公園等としての保全・整備、その他のオープンスペースの確保に係る制度・事業を展開します。
- 「緑化の推進」に係る施策では、主として、緑の創出に係る法制度、公共施設の緑化、市民が主体となる緑化への支援に係る制度・事業を展開します。
- 「連携の推進」に係る施策では、主として、緑化推進団体等の育成と連携、古都鎌倉の緑の知識の普及、緑に対する意識の高揚に係る制度・事業を展開します。

### ■施策の体系



## 2. 施策推進のための制度・事業

○計画推進のための施策に対応させて、制度・事業を展開します。

### ■施策推進のための制度・事業

施策推進のための制度・事業		掲載頁
緑地保全に係る 法制度	歴史的風土保存区域・歴史的風土特別保存地区 <sup>※1</sup>	112
	近郊緑地保全区域・近郊緑地特別保全地区 <sup>※1</sup>	114
	風致地区 <sup>※1</sup>	
	特別緑地保全地区 <sup>※1</sup>	
	緑地保全地域	115
	保安林 <sup>※1 ※2</sup>	
	市町村森林整備計画 <sup>※2</sup>	
	史跡名勝・天然記念物 <sup>※1</sup>	116
	農用地区域	
生産緑地地区 <sup>※2 ※3</sup>		
歴史的風致の維持向上に関する制度	歴史的風致維持向上計画	117
法制度に基づく 契約・協定等	市民農園 <sup>※2</sup>	118
	市民緑地契約 <sup>※2 ※3</sup>	
	緑地協定 <sup>※2 ※3</sup>	
	管理協定	
市独自の緑地保全等 に係る制度等	保存樹木・樹林制度 <sup>※2</sup> ・緑地保全契約 <sup>※2</sup> ・樹林管理事業 <sup>※1</sup>	119
	緑地保全推進地区	
	緑地寄付受け入れ基準 <sup>※2</sup>	
	自主的なまちづくりの提案等による緑地保全 <sup>※2 ※3</sup>	
緑地保全財源の 確保等	緑地保全基金	121
	市民公募債	
緑地の質の充実	確保緑地の適正整備事業	121
	流域の自然環境調査等寄付	
	自然保護奨励金交付	122
	緑地の管理指針の作成	
	緑地保全・管理の広域的対応	
	開発事業と連携した緑地防災	
都市公園等としての 保全・整備等	街区公園 <sup>※2 ※3</sup>	123
	近隣公園・地区公園 <sup>※2 ※3</sup>	
	総合公園	
	風致公園・歴史公園 <sup>※1</sup>	124
	都市林	
	都市緑地 <sup>※2 ※3</sup>	
	立体都市公園	125
	景観重要建造物等と一体となった都市公園	
	借地公園	
	都市公園 の管理	
	公園管理者以外の者による公園施設の設置・管理	126
その他のオープンス ペースの確保	まちづくり空地の整備	126
	遊歩道等の整備	
	総合設計制度による公開空地等整備	127

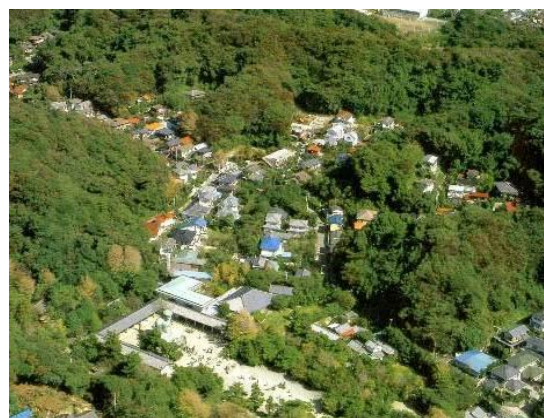
緑の創出に係る法制度	緑化地域	127
	風致地区・開発事業区域内等の緑化 <sup>※2</sup>	
	緑化施設整備計画認定制度 <sup>※3</sup>	
公共施設の緑化	道路の緑化 <sup>※2 ※3</sup>	129
	河川環境の整備	
	公共建物等の緑化 <sup>※2 ※3</sup>	
	鎌倉山桜並木保存計画 <sup>※2 ※3</sup>	
市民が主体となる緑化への支援	まち並みのみどりの奨励事業	130
	自主まちづくり計画策定地区等での緑化	
	地域提案型の公共施設の緑化 <sup>※2 ※3</sup>	
	オープン・ガーデンの支援	
緑化推進団体の育成と連携	トラスト運動との連携 <sup>※1 ※4</sup>	131
	緑のレンジャー <sup>※2 ※1</sup>	
	公園愛護会・街路樹愛護会 <sup>※2 ※3 ※4</sup>	
	市民緑地愛護会 <sup>※2 ※3 ※4</sup>	
古都鎌倉の緑の知識の普及	緑の学校等講習会	133
	緑化窓口の充実	
	学校での環境教育との連携	
	緑の情報提供の充実	
緑に対する意識の高揚	緑のポスターコンクール等	134
	緑化パンフレット等の配布	135
	緑化まつりの開催	
	緑の顕彰制度	

- ※1 世界遺産登録の推進による事業の展開での活用を想定する制度・事業(世界遺産登録の推進による事業の展開は113頁に掲載)
- ・「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」(世界遺産条約)に基づき、顕著な普遍的価値をもつ文化遺産等を、世界遺産リストに登録するものです。
- ※2 保全配慮地区の設定による事業の展開での活用を想定する制度・事業(保全配慮地区の設定による事業の展開は119頁に掲載)
- ・緑の基本計画で保全配慮地区を設定し、同地区内における市独自の緑地保全制度、市民が主体となる緑地保全・緑化への支援制度を活用し、地区内の環境の維持・向上をめざすものです。
- ※3 緑化重点地区の設定による事業の展開での活用を想定する制度・事業(緑化重点地区の設定による事業の展開は、128頁に掲載)
- ・緑の基本計画で緑化重点地区を設定し、同地区内における市民との連携によるまちづくり事業、市民が主体となるまちづくりの提案等による緑化やオープンスペースの創出を支援し、地区内の環境の維持・向上をめざすものです。
- ※4 緑化推進団体の育成による事業の展開に係る制度・事業(緑化推進団体の育成による事業の展開は、132頁に掲載)
- ・財団法人鎌倉市公園協会、公益財団法人鎌倉風致保存会などの組織の充実を図るとともに、公園愛護会・街路樹愛護会等の民間の緑化推進団体を育成し、連携の推進を図るものです。

### 3. 制度・事業の内容と方針

#### (1) 緑地保全に係る法制度

歴史的風土保存区域・歴史的風土特別保存地区	
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民的遺産である古都鎌倉の歴史的風土を一体的に保存・継承するために、歴史的風土保存区域及び歴史的風土特別保存地区を指定するものです。</li> </ul>
方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現行の歴史的風土特別保存地区以外の歴史的風土保存区域の枢要な樹林地部分の指定拡大を国・県に要請します。</li> <li>・新たに歴史的に重要な文化的遺産が発見され、周囲の自然的環境と一体となった歴史的風土の保存が必要となるなどの場合は、歴史的風土保存区域の指定を働きかけます。</li> <li>・地区内での行為の許可を受けることができず、その土地の利用に著しい支障を来たすとして、当該土地を買い入れるべき旨の申し出があった場合に、県が土地の買入れを行い、これらの優れた自然的環境を有する土地の公有地化による保存・保全を図ります。</li> </ul>
備考	<p><b>【関係法令等<sup>※1</sup>】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(昭和41年(1966年)1月13日法律第1号)</li> </ul> <p><b>【実績<sup>※2</sup>】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成12年(2000年)3月に、歴史的風土保存区域を指定拡大(約33ha)</li> <li>・平成15年(2003年)10月に、歴史的風土特別保存地区を指定拡大(約3.0ha)</li> </ul> <p>※歴史的風土保存区域の指定状況、歴史的風土特別保存地区の指定実績等については、特定地区(140頁)参照</p>



■歴史的風土特別保存地区の緑  
世界的にも重要な古都鎌倉の緑を守り、次代に継承します。(大仏・長谷観音特別保存地区)



■史跡永福寺跡周辺の緑  
国民共有の財産である古都鎌倉の歴史的遺産を次代に継承します。(永福寺跡特別保存地区)

※1 関係する主な法令等を記しています。

※2 主な実績等について記しています。

○世界遺産登録の推進と関連する事業の展開

「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」(世界遺産条約)に基づき、顕著な普遍的価値をもつ文化遺産等を世界遺産リストに登録するものです。	
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・豊かな歴史的遺産を守り後世に伝えるため、「武家の古都・鎌倉」の世界遺産登録をめざすものです。</li> <li>※登録後も、世界遺産としての保全状況について、6年ごとに世界遺産委員会の調査を受けることとなっており、「武家の古都・鎌倉」の世界文化遺産登録候補資産に位置付けられた史跡や山稜部がその対象となります。</li> </ul>
方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・世界遺産登録に向けて市民と一体となった取り組みを進めます。</li> <li>・関係機関と連携して、国からユネスコへの推薦に向けた取り組みを進めます。</li> <li>・市民をはじめ、国、関係する自治体などの多様な主体と連携して、登録候補資産の重要な要素に位置付けられる樹林地の恒久的な保全を図ります。</li> </ul>
備考	<p><b>【関係法令等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約(世界遺産条約)</li> </ul> <p><b>【実績】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・21箇所の史跡の保存管理計画を策定。</li> <li>・史跡の指定(新指定4史跡、追加指定13史跡)を実施。</li> <li>・「神奈川県・横浜市・鎌倉市・逗子市世界遺産登録推進委員会」を設立し、4区市が連携して世界遺産登録に取り組む体制を確立。</li> <li>・市民等と鎌倉市が協働して「鎌倉世界遺産登録推進協議会」を設立し、市民等と鎌倉市が一体となって世界遺産登録に取り組む体制を確立。</li> </ul>



■十王岩からの眺望

鶴岡八幡宮の参道である若宮大路は、中世鎌倉の都市づくりの基軸線ともなりました。



■北条氏常盤亭跡

鎌倉時代における武家館の跡として貴重な遺跡です。

近郊緑地保全区域・近郊緑地特別保全地区	
内容	・首都圏の都市環境の形成に重要な役割を持ち、鎌倉市の都市環境も支える緑地を広域的な観点から保全するために、近郊緑地保全区域及び近郊緑地特別保全地区を指定するものです。
方針	・円海山・北鎌倉近郊緑地保全計画に沿って、近郊緑地保全区域内の重要な緑地の近郊緑地特別緑地保全地区の指定に取り組みます。
備考	<p>【関係法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・首都圏近郊緑地保全法(昭和41年(1966年)6月30日法律第101号)</li> </ul> <p>【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成18年(2006年)12月に円海山・北鎌倉近郊緑地保全区域、約98haを拡大指定(鎌倉市分約51ha)</li> <li>・平成19年(2007年)2月、拡大指定された区域を含む新たな円海山・北鎌倉近郊緑地保全計画が決定</li> </ul> <p>※近郊緑地保全区域の指定状況、特別保全地区の指定に関する事項については、特定地区(143頁)参照</p>

風致地区	
内容	・風格ある鎌倉市の風致を構成する市街地背後の丘陵や、材木座海岸から腰越海岸に至る海浜の自然的景観を、鎌倉らしさを特色付ける、優れた景観資源として一体的に保全するために、風致地区を指定するものです。
方針	・鎌倉風致地区の指定区域につながる丘陵樹林地(拡大指定された部分も含む近郊緑地保全区域、特別緑地保全地区指定地、台峯地区の一带)の指定拡大を県に要請します。
備考	<p>【関係法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画法(昭和43年(1968年)6月15日法律第100号)</li> <li>・神奈川県風致地区条例</li> </ul> <p>【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成14年(2002年)4月に、風致地区を指定拡大(約9ha)</li> </ul> <p>※風致地区の指定実績等に関する事項については、特定地区(152頁)参照</p>

特別緑地保全地区	
内容	・都市における良好な自然環境となる緑地について、建築行為などの一定の行為の制限などにより現状凍結的保全を図るために、特別緑地保全地区を指定するものです。
方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別緑地保全地区の候補地とする緑地の指定に向けた取り組みを進めます。</li> <li>・10ha以上の規模を有する指定候補地については、県による特別緑地保全地区の指定を要請します。</li> <li>・地区内での行為の許可を受けることができず、その土地の利用に著しい支障を来すとして、当該土地を買い入れるべき旨の申し出があった場合には、審査による適正な土地の買入れを行い、これらの優れた自然環境を有する土地の公有地化による保全を図ります。</li> </ul>
備考	<p>【関係法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市緑地法(昭和48年(1973年)9月1日法律第72号)</li> </ul> <p>【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成19年(2007年)12月に、寺分一丁目特別緑地保全地区(約2.3ha)を指定</li> <li>・平成20年(2008年)9月に、天神山特別緑地保全地区(約5.0ha)を指定</li> <li>・平成21年(2009年)9月に、手広・笛田特別緑地保全地区(約6.0ha)を指定</li> </ul> <p>※特別緑地保全地区の指定実績等に関する事項については、特定地区(145頁)参照</p>

緑地保全地域	
内容	・里地・里山など都市近郊の比較的大規模な緑地において、比較的緩やかな行為の規制により、一定の土地利用との調和を図りながら保全するために緑地保全地域に指定するものです。
方針	・特別緑地保全地区等の指定候補地としている保全対象緑地の指定に向けた取り組みの中で、必要に応じて制度の活用を検討します。 ・鎌倉市の緑が、首都圏の広域的な緑のネットワークを構成していることを踏まえ、隣接都市の緑との連続性を確保するために制度の活用を検討します。
備考	【関係法令等】 ・都市緑地法

※歴史的風土保存区域・歴史的風土特別保存地区、近郊緑地保全区域・近郊緑地特別保全地区、風致地区、特別緑地保全地区、緑地保全地域等の指定は、必要に応じて国・県や周辺市と連携して推進、関係機関との協議・調整を行います。

保安林	
内容	・国土の荒廃を予防して洪水等の災害を防止、局所的な気象条件の緩和、塵埃、煤煙のろ過作用等及び市民のレクリエーション等、名所・旧跡の趣のある景色を価値付けている森林を保全するものです。
方針	・現在の保安林として指定されている土地について、指定の継続等を県に要請します。
備考	【関係法令等】 ・森林法(明治30年(1897年)4月12日法律第46号) 【実績】 ・平成22年度末現在、土砂流出防備、土砂崩壊防備、潮害防備、保健、風致保安林の約171haを指定



■保安林  
保安林の指定により、森林が保全されています。  
(特別緑地保全地区候補地=小動岬地区=)

市町村森林整備計画	
内容	・県知事が策定する地域森林計画に即し地域森林計画の対象となる民有林を対象に、伐採・造林・保育その他森林の整備に関する基本的事項等を定める、森林整備計画を作成するものです。 ・地域森林計画の対象となっている森林は、森林として機能している又は機能させることを期待する森林で、具体的には市街化調整区域内の森林、保安林、歴史的風土保存区域、風致地区、特別緑地保全地区内の森林などです。
方針	・適正な運用を図ります。
備考	【関係法令等】 ・森林法 ・神奈川地域森林計画 【実績】 ・平成20年(2008年)4月に、鎌倉市森林整備計画書作成

史跡名勝・天然記念物指定等	
内容	・記念物のうち重要なものを史跡名勝または天然記念物に指定する等により、国民共有の財産である古都鎌倉の歴史文化遺産を保護して次代に継承するものです。
方針	・指定の拡大を図ります。
備考	<p>【関係法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・文化財保護法(昭和25年(1950年)5月30日法律第214号)</li> </ul> <p>【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国指定史跡13件(東勝寺跡、鎌倉大仏殿跡、荏柄天神社境内、仏法寺跡、一升榊遺跡、大町釈迦堂口遺跡)を新たに指定</li> <li>・国指定史跡10件(法華堂跡、浄光明寺境内・冷泉為相墓、極楽寺境内・忍性墓、寿福寺境内、若宮大路、永福寺跡、建長寺境内、鶴岡八幡宮境内、和賀江嶋、朝夷奈切通、仮粧坂、瑞泉寺境内、名越切通)の指定区域を拡大</li> </ul>

農用地区域	
内容	・都市近郊農業の健全な発展と無秩序な市街地の連担防止を図るため、農用地区域の指定を継続し、市の農業拠点を形成する一団の農地を保全するものです。
方針	・農用地区域の指定により、農地の保全を図ります。
備考	<p>【関係法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年(1969年)7月1日法律第58号)</li> <li>・神奈川県農業振興地域整備基本方針</li> </ul> <p>【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成22年度末現在、農用地区域約47.9haを指定</li> </ul>



■農用地区域

農用地区域の指定を継続し、市の農業拠点を形成する一団の農地を保全します。(関谷)

生産緑地地区	
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市における緑地の適正な保全と都市農業の育成及び良好な都市環境の形成を図るため、生産緑地地区を指定するものです。</li> <li>・将来的にはその一部を都市公園等として整備し、地域住民のレクリエーション活動の場として活用を図るものです。</li> </ul>
方針	・指定の継続を図ります。
備考	<p>【関係法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生産緑地法(昭和49年(1974年)6月1日法律第68号)</li> </ul> <p>【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成22年度末現在、141箇所、約17.5haを指定</li> </ul>



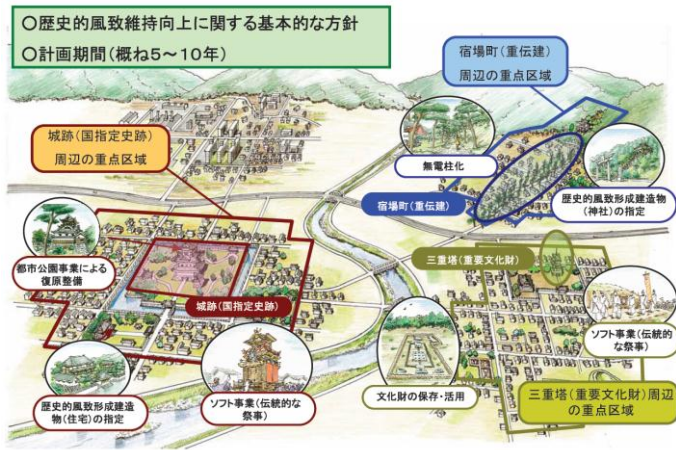
■生産緑地地区

緑地の適正な保全と都市農業の育成及び良好な都市環境の形成を図るため、指定の継続を図ります。(台)

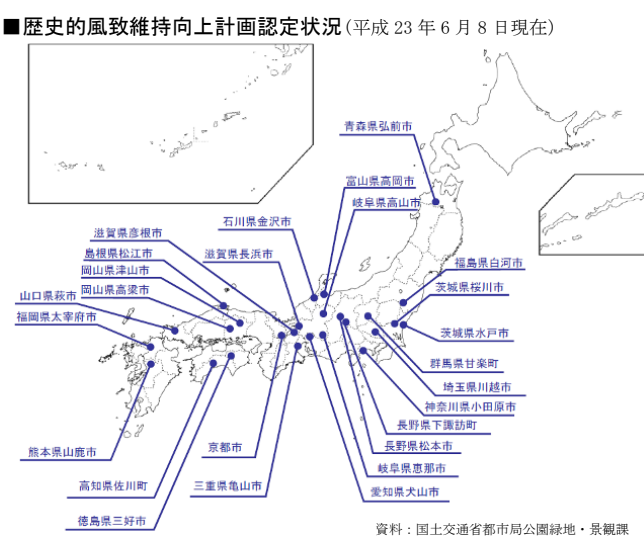


(2) 歴史的風致の維持向上に関する制度

歴史的風致維持向上計画	
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>歴史的価値の高い建造物及びその周辺市街地と、そこでの歴史・伝統を反映した人々の活動とが一体となって形成してきた、良好な市街地環境(歴史的風致<sup>※1</sup>)の維持・向上に向けて、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律<sup>※2※3</sup>に基づく歴史的風致維持向上計画を策定するものです。</li> </ul>
方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>歴史的風致維持向上計画策定の取り組みを検討します。</li> <li>重要文化財建造物等の周辺部で歴史的風致の維持・向上に係る施策を一体的に推進することが必要な土地の区域を、重点区域として設定することを検討します。</li> <li>重点区域内の歴史的建造物について、法律に定める「歴史的風致形成建造物」の指定と管理のあり方について検討します。</li> <li>計画では、この他に、文化財の保存又は活用に関する事項、歴史的風致維持向上施設(道路・公園・水路等の公共施設)の整備・管理に関する事項、計画期間等について検討します。</li> </ul>
備考	<p>【関係法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成20年(2008年)5月23日法律第40号)</li> </ul> <p>【歴史的風致維持向上計画認定状況と事業例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>歴史的風致維持向上計画は、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第5条に基づき、主務大臣(文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣)が認定を行うもので、平成23年6月8日現在、26市町の計画が認定されています。</li> <li>岐阜県高山市では、この計画に基づき、旧矢嶋邸(一之町の町年寄)の敷地を買収・復元整備するなどして歴史的な町並み保存の取り組みを行っています。</li> <li>同じく、高山市では祭礼復興事業として、高山祭を伝統的な様式に復元するための事業に取り組むなどしています。</li> </ul>



資料：国土交通省 歴史まちづくり法パンフレット



資料：国土交通省都市局公園緑地・景観課

※1 地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動と、その活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境を「歴史的風致」と定義(歴史まちづくり法)しており、ハードとしての建造物と、ソフトとしての人々の活動を合わせた概念です。

※2 通称「歴史まちづくり法」

※3 「歴史まちづくり法」は、文部科学省、農林水産省、国土交通省が共管し、国土交通省は都市局公園緑地・景観課 景観・歴史文化環境整備室が所管しています。また、「古都保存法」も国土交通省の同課が所管しています。(平成23年7月末現在)

### (3) 法制度に基づく契約・協定等

市民農園	
内容	・土とのふれあいを通して市民の緑への理解を深めることを目的として、土地所有者の協力を得て、市域に分布する農地の一部を市民農園として整備し、開放するものです。
方針	・土地所有者の協力を得て、整備を行います。
備考	<b>【関係法令等】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律(平成元年(1989年)6月28日法律第58号)</li> </ul> <b>【実績】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成22年度末現在、1箇所3,599㎡の農地を借り、140区画の市民農園を整備</li> </ul>



■市民農園  
土地所有者の協力のもと、140区画の市民農園を整備しています。(岩瀬)

市民緑地契約	
内容	・都市計画区域内の散策や自然観察などに適した要件を持つ緑地等に対して市民緑地契約を締結し、良好な樹林地等の保全を図るとともに、身近な自然とのふれあいの場を確保するものです。
方針	・関係する施策の進捗状況などを踏まえて、緑地保全に係る法制度の適用をめざす緑地や保全配慮地区で活用するとともに、土地等の所有者からの申し出に基づいて、地域に公開された緑地を確保します。
備考	<b>【関係法令等】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市緑地法</li> <li>・鎌倉市市民緑地設置要綱</li> </ul> <b>【実績】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成21年(2009年)12月、鎌倉山二丁目1号市民緑地を締結</li> <li>・平成22年(2010年)2月、七里ガ浜東五丁目1号市民緑地を締結</li> </ul>

緑地協定	
内容	・住民自身による良好な市街地環境の形成を目的として、緑地協定を締結しようとする土地の所有者・借地権者又は開発事業者等が緑地協定を定め、市長が認可するものです。
方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑地協定の締結に努め、風格ある鎌倉市の都市景観を特色付ける、住宅地の豊かな緑を保全します。</li> <li>・保全配慮地区等との連携を視野に、活用を検討します。</li> </ul>
備考	<b>【関係法令等】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市緑地法</li> </ul>

管理協定	
内容	・都市緑地法に基づき、緑地の適正管理を目的として、緑地保全地域、特別緑地保全地区、及び近郊緑地保全区域・近郊緑地特別保全地区内の緑地を対象に、管理できない土地所有者に代わり地方公共団体又は緑地管理機構が所有者と協定を締結するものです。
方針	・特別緑地保全地区、緑地保全地域、近郊緑地保全区域・近郊緑地特別保全地区の指定状況を踏まえて、活用を検討します。
備考	<b>【関係法令等】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市緑地法</li> </ul>

## (4) 市独自の緑地保全等に係る制度等

保存樹木・樹林制度、緑地保全契約、樹林管理事業	
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保存樹木・樹林制度は、鎌倉市の風致の維持に寄与する美観的に優れた樹木・樹林・生け垣を保全するものです。</li> <li>・緑地保全契約は、市域の市街地に拡がるまとまりのある緑地を保全し、かつ育成し、もって緑豊かな自然環境と良好な生活環境を確保することを目的とするものです。</li> <li>・樹林管理事業は、歴史的風土保存区域・近郊緑地保全区域・特別緑地保全地区及び緑地保全推進地区の樹林地を良好に管理するため、市が予算の範囲内で、除伐・枝払いなどの樹林地の管理を行うものです。</li> </ul>
方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法制度適用前の緑地保全の緊急対応も含め、他の緑地保全に係る制度・事業の対象となる緑地の所有者への支援策として活用します。</li> <li>・現行の保存樹林制度、緑地保全契約制度、樹林管理事業を、所有者が「緑地の管理に係る奨励金等の交付」と「市による所有地の維持管理」等として選択することができる制度とする等、効果的な制度運用・充実の方向性を検討します。</li> </ul>
備考	<p>【関係法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鎌倉市緑の保全及び創造に関する条例</li> <li>・鎌倉市緑地保全事業推進要綱</li> <li>・鎌倉市樹林の管理に関する要綱 等</li> </ul> <p>【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保存樹木等は、平成 22 年度末現在、366 本の保存樹木、約 291.3ha の保存樹林、11,661 m<sup>2</sup>の保存生け垣を指定</li> <li>・緑地保全契約は、平成 22 年度末現在、137 件、約 73.69ha を締結</li> <li>・樹林管理事業は、毎年、枝払い等を実施</li> </ul>

緑地保全推進地区	
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑地保全に係る法制度適用までのつなぎ策として、緑地保全推進地区を指定するものです。</li> </ul>
方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑地保全に係る法制度適用の予定を踏まえた活用を進めます。</li> <li>・法制度適用に伴う緑地保全推進地区の取り扱いについては、つなぎ策としての趣旨を踏まえて、将来の法制度適用の可能性を見極めて、指定の変更又は解除を行います。</li> </ul>
備考	<p>【関係法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鎌倉市緑の保全及び創造に関する条例</li> </ul> <p>【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 17 年(2005 年)3 月までに指定した 7 地区(約 36.35ha)のうち 5 地区を、近郊緑地保全区域、都市公園、特別緑地保全地区として保全</li> </ul>

緑地寄付受け入れ基準(検討)	
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑地の所有者からの寄付の申し出に対する基準等を定めて、緑地の適正な保全を図るものです。</li> </ul>
方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後想定される個人・企業・団体等からの緑地寄付の申し入れに対する基準等を定めます。</li> <li>・国・県が保全主体である緑地の寄付の受け入れについて、県に要請します。</li> </ul>
備考	<p>【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鎌倉市は、平成 18～22 年度で、22 箇所、6.4ha の寄付を受け入れ</li> <li>・神奈川県は、平成 19～22 年度で、5 箇所、0.89ha の寄付を受け入れ</li> </ul>

市民の自主的なまちづくりの提案等と連携した緑地保全(検討)	
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民との連携による緑化・緑地保全の取り組みとして、地域住民が一定の合意の下に緑化や緑地保全を含むまちづくりの提案等(都市計画法に基づく地区計画、都市緑地法に基づく緑地協定、鎌倉市まちづくり条例に基づく自主まちづくり計画等)を行うものについて、自発的な緑化・緑地保全への支援をするとともに、手続きを経た上で、当該緑地を保全すべき緑地とすることを検討するものです。</li> </ul>
方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>暮らしを支え豊かにする緑の確保、生き物を育む緑のネットワーク形成に寄与させるため、新たな取り組みとして運用をめざします。</li> <li>緑地については、市民が主体となった維持管理を原則とします。</li> </ul>
備考	<p>【関係法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>都市計画法</li> <li>都市緑地法</li> <li>鎌倉市まちづくり条例 等</li> </ul> <p>【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成 22 年度末までに、8 箇所地区計画が定められています。</li> <li>平成 22 年度末までに、13 地区で自主まちづくり計画が提案されています。</li> </ul>

○保全配慮地区の設定による事業の展開

緑の基本計画で保全配慮地区を設定し、同地区内における市独自の緑地保全制度、市民が主体となる緑地保全・緑化への支援制度を活用し、地区内の環境の維持・向上をめざす制度です。	
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>緑地保全地域、特別緑地保全地区以外の地区(将来の緑地保全地域、特別緑地保全地区の指定を妨げないものです)の緑地の現況、住民の緑地に対するニーズ等を踏まえ、市が地権者等市民の協力のもとに、市民緑地契約の締結や条例による保全措置などを図るべき地区を定めるものです。</li> <li>※保全配慮地区は、都市計画法により指定する地域地区とは異なり、市民の協力のもとに条例等による保全措置などを図る地区を緑の基本計画において設定するもので、その設定により、緑地の凍結的保全や新たな土地利用の規制を行うものではありません。</li> </ul>
方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>緑地保全に係る法制度の適用などにより保全した緑地(保全をめざす緑地を含む)の周辺緑地を対象に設定し、緑のネットワークの形成と確保した緑地の機能がより効果的に発揮できるように、きめ細かい事業を展開します。</li> <li>市民の自発的なまちづくりの取り組みとの連携を視野に入れた事業の展開を図ります。</li> </ul>
備考	<p>【関係法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>都市緑地法</li> </ul> <p>【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成 18 年(2006 年)7 月、緑の基本計画の改訂策定により、9 地区を設定</li> <li>※保全配慮地区の設定に関する事項については、特定地区(162 頁)参照</li> </ul> <p style="text-align: center;">■ 保全配慮地区のイメージ</p>

## (5) 緑地保全財源の確保等

緑地保全基金	
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑の保全に係る事業の円滑な推進を図るため、その財源となる基金を設置するものです。</li> <li>・市指定の特別緑地保全地区や鎌倉市緑の保全及び創造に関する条例等に基づく、制度・事業の対象地などに対して、緑地保全基金を活用した土地の買入れを行うなどすることにより、良好な樹林地の永続的な保全をめざすものです。</li> </ul>
方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保全すべき緑地の確保の施策推進に必要な土地の買入れに活用します。</li> <li>・基金の活用にあたっては、法指定時期を見極めた上で、国庫補助等の活用による緑地の買入れ等を検討します。</li> </ul>
備考	<p>【関係法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鎌倉市緑地保全基金の設置、管理及び処分に関する条例</li> </ul> <p>【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・累計積立総額は13,423,437千円、使用総額が11,424,989千円(平成22年度末現在)。</li> <li>・土地の買入れ総面積は約70.70ha(平成22年度末現在)。</li> </ul>

市民公募債	
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広く市民に債権の購入を求め、都市公園・緑地の整備財源等に充てるものです。</li> </ul>
方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・過去の実績を踏まえ、今後も必要に応じた活用を検討します。</li> </ul>
備考	<p>【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成15年(2003年)12月、住民参加型ミニ市場公募債「鎌倉みどり債」(総額20億円)を発行</li> </ul>

## (6) 緑地の質の充実

確保緑地の適正整備	
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別緑地保全地区に指定する等した緑地を適正に整備して、生物多様性保全にも寄与する、未来に誇れる価値ある緑の創造をしていくものです。</li> </ul>
方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別緑地保全地区に指定する等した緑地の適正な維持・管理の充実を図ります。</li> <li>・特別緑地保全地区及びその候補地で、放置することにより荒廃の恐れがある市有緑地を対象に、適正な管理行為としての間伐、除伐、倒木の処理などに取り組みます。</li> </ul>



■常盤山特別緑地保全地区内

特別緑地保全地区・候補地では、放置による緑地の荒廃も見られる状況であり、適正な管理が必要な状況です。

流域の自然環境調査等の推進(検討)	
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・流域生態系の保全・再生に向けた取り組みを効率的に推進するため、その基本データとなる流域の自然環境の実態を把握するために調査を行うものです。</li> </ul>
方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成15年3月にまとめた自然環境調査とその調査実績を踏まえ、「種の地域性に配慮した自然環境の保全・回復」をめざした自然環境調査等を実施する方針を示します。</li> <li>・生物の生息生育環境の向上に係る取り組みを推進します。</li> </ul>

自然保護奨励金の交付	
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然環境を保全するために、地域制緑地等の指定地域内の交付対象地(山林・原野・池沼)所有者に、自然保護奨励金交付要綱に基づき、神奈川県が奨励金を交付するものです。</li> <li>・鎌倉市に関連する交付対象地は、「歴史的風土保存区域」「近郊緑地保全区域」「特別緑地保全地区」「風致地区」「保安林」です。</li> </ul>
方針	・県との連携による事務を行います。
備考	<b>【関係法令等】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自然保護奨励金交付要綱</li> </ul> <b>【実績】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 22 年度は、84 件(合計面積約 273ha)に対して奨励金を交付</li> </ul>

緑地の管理指針の作成(検討)	
内容	・緑地の質の充実をめざした管理指針を作成し、保全すべき緑地の質の充実を図るものです。
方針	・生物多様性保全等の緑地の機能を損なわない範囲で、鎌倉市景観計画 <sup>※1</sup> にも配慮した、緑地の管理指針と保全管理プログラムを作成します。

緑地保全・管理の広域的対応	
内容	・国・県・関係自治体との連携により、保全すべき緑地の管理を充実させるものです。
方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史的風土保存計画に基づく樹林管理(歴史的風土の積極的な保存措置としての植生管理)を要請します。</li> <li>・近郊緑地保全計画に基づく樹林管理(積極的な保全措置としての植生管理)を要請します。</li> <li>・国・県の樹林管理事業への参画とともに、緑地管理に関する広域的な連絡調整機関の設置を要請します。</li> </ul>



■円海山・北鎌倉近郊緑地保全区域  
鎌倉市と横浜市にまたがり指定されており、近郊緑地保全計画に沿って、広域的な対応の充実が求められます。(写真提供：神奈川県)

開発事業と連携した緑地防災(検討)	
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開発事業に伴い、事業者が区域に隣接する緑地に対して、土地所有者の理解を得て、植生更新・除伐・枝払いなどの防災措置を行うことにより、将来の緑地所有者の管理軽減、事業完了後の居住者の安全確保の向上、市街地に隣接する緑の保全を図るものです。</li> <li>・土地所有者及び開発事業者に防災措置を義務付けるものではありません。</li> </ul>
方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな事業として、誘導方針の作成を検討します。</li> </ul> <p>■開発事業と連携した緑地防災のイメージ</p>

※1 鎌倉市景観計画(平成 19 年(2007 年)策定)

## (7) 都市公園等としての保全・整備等

街区公園	
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・街区公園とは、主として街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、1箇所当たり面積0.25haを標準として配置する、最も身近な都市公園です。</li> <li>・街区公園の少ない地域・地区に設置するとともに、地域住民の幅広い利用に対応できるように再整備するものです。</li> </ul>
方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・街区公園の少ない地域を中心に配置を検討します。</li> <li>・周辺の都市公園間の整備状況を考慮して、生産緑地地区の活用などを検討します。</li> <li>・深沢地域国鉄跡地周辺地区や大船駅周辺地区では、まちづくりの計画にあわせて、配置・整備を行います。</li> </ul>
備考	<p>【関係法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市公園法(昭和31年(1956年)4月20日法律第79号)</li> </ul> <p>【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成22年度末現在、227公園(約21.1ha)の街区公園を整備供用</li> <li>・平成18～22年度に、山崎ひめしゅら公園、大船なんてん公園、梶原六本松公園など17公園を供用開始</li> </ul>

近隣公園・地区公園	
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近隣公園は、主として近隣に居住する者の利用に供すること、地区公園は、主として徒歩圏に居住する者の利用に供することを目的とした都市公園で、国の社会資本整備重点計画(都市公園事業)や都市計画中央審議会の答申「歩いて行ける範囲内の公園のネットワークの整備」に沿って、近隣公園・地区公園の整備を推進するものです。</li> </ul>
方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市公園用地の確保が見込まれる土地を持つ、大船・深沢・玉縄・腰越地域の市街地を中心に配置を検討します。</li> <li>・近隣公園の配置が難しい地区では、地区公園や総合公園で対応します。</li> <li>・いわせ下関青少年広場を、防災機能を持った近隣公園として整備します。</li> </ul>
備考	<p>【関係法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市公園法</li> </ul> <p>【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成22年度末現在、源氏山公園、笛田公園の2公園を地区公園として供用</li> </ul>

総合公園	
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公園です。</li> <li>・鎌倉市民のレクリエーション活動や、自然環境の保全の拠点となる総合公園を整備するものです。</li> </ul>
方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鎌倉海浜公園を総合公園として整備します。</li> </ul>
備考	<p>【関係法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市公園法</li> </ul> <p>【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成22年度末現在、鎌倉海浜公園(約7.0ha)を総合公園として供用</li> </ul>

風致公園・歴史公園	
内容	・市域に分布する眺望地点、谷戸、水辺地、庭園、歴史的遺産などの自然資源、歴史文化資源の一部を、鎌倉市の自然や歴史文化とのふれあいの場となる風致公園、歴史公園として整備するものです。
方針	・鎌倉中央公園拡大区域(風致公園)の整備に取り組みます。 ・散在ガ池森林公園(拡大候補地)の整備に取り組みます。 ・旧華頂宮邸、扇湖山荘を風致公園の整備に向けて推進します。 ・史跡永福寺跡、史跡北条氏常盤亭跡、御谷を将来的に歴史公園として整備します。
備考	【関係法令等】 ・都市公園法 【実績】 ・平成 19 年(2007 年 11 月)、鎌倉中央公園拡大区域(風致公園・約 27.5ha)を都市計画決定 ・平成 22 年度末現在、散在ガ池森林公園、鎌倉中央公園、六国見山森林公園、夫婦池公園の 4 公園(合計約 50.0ha)を風致公園として供用

都市林	
内容	・市街地及びその周辺部でまとまった面積を有する樹林地などを、その自然環境の保護・保全・復元を図れるよう十分に配慮し、必要に応じて自然観察、散策等の利用のための施設を配置し、都市林として整備するものです。
方針	・鎌倉広町緑地を都市林として整備します。
備考	【関係法令等】 ・都市公園法 【実績】 ・平成 17 年(2005 年)6 月、鎌倉広町緑地(約 48.1ha)を都市計画決定



■(仮称)御谷公園(歴史公園)候補地  
鎌倉市の歴史を学び、楽しめる都市公園として、将来的に整備します。(里山ふれあい体験)

都市緑地	
内容	・身近な生活空間での緑の充実を図るため、既存の都市緑地を整備するとともに、新たな開発事業に伴う市管理の緑地等を都市緑地として位置付け、整備するものです。
方針	・緑地の機能を損なわない範囲での活用を図ります。 ・市管理の緑地等を都市緑地として位置付けるとともに、このうち一定の面積を有し、利用可能なものについては、都市公園としての整備・供用を図ります。 ・山ノ内西瓜ヶ谷緑地(仮称)山ノ内東瓜ヶ谷緑地を都市緑地として整備します。 ・(仮称)山崎・台峯緑地、(仮称)腰越 2 号緑地、(仮称)山ノ内宮下小路 2 号緑地の都市緑地としての整備に向けた取り組みを推進します。
備考	【関係法令等】 ・都市公園法 【実績】 ・平成 22 年度末現在、浄明寺緑地など 6 箇所、面積約 6.18ha を都市緑地として供用 ・平成 21 年(2009 年)12 月、山ノ内西瓜ヶ谷緑地(約 1.4ha)を都市計画決定



立体都市公園	
内容	・土地の効率的な利用が求められる地域において、土地の有効利用を図るとともに都市公園を効率的に整備することを目的とした制度です。都市公園の地下の有効利用や人工地盤・建築物の上部における都市公園の設置を可能とするものです。
方針	・立体都市公園設置の可能性を検討します。
備考	【関係法令等】 ・都市公園法

景観重要建造物等と一体となった都市公園	
内容	・歴史的建造物や景観重要建造物の活用と保存を目的に建築物と庭園を一体化し、都市公園として整備するものです。 ・公園施設の上限(建ぺい率2%)に、20%の上乗せ特例が認められます。 ・対象となる建築物は、国宝・重要文化財指定建築物、登録有形文化財登録建築物、景観重要建造物等です。
方針	・景観重要建造物の指定、登録有形文化財の登録等の状況に応じて、旧華頂宮邸、扇湖山荘を都市公園としての整備に向けて推進します。 ・その他、新たな景観重要建造物指定等との連携により進めます。
備考	【関係法令等】 ・都市公園法

借地公園	
内容	・土地所有者が都市公園として土地を提供しやすくするため借地契約が終了した場合には、都市公園を廃止できるもので、期間限定の都市公園を設置することができるものです。
方針	・地域の実情に等に応じて、借地公園による都市公園の設置の可能性を検討します。
備考	【関係法令等】 ・都市公園法 【実績】 ・平成22年度に、梶原六本松公園を供用開始

公園施設の長寿命化に係る計画作成(検討)	
内容	・既設の都市公園施設について、今後の老朽化の進展に対する安全性の確保及びライフサイクルコスト削減の観点から、予防保全的管理の下で、既存施設の修繕・改築などの長寿命化対策を計画的に行うものです。
方針	・既存公園施設の健全度調査等を踏まえ、重要度・緊急度を考慮して対策を進めます。



■梶原六本松公園  
平成21年度に整備し、平成22年(2010年)4月から供用しています。

公園管理者以外の者による公園施設の設置・管理	
内容	・都市公園の管理運営の改善と改革を目的として、公園施設の設置や管理への地域住民の参画などのニーズの高まりを踏まえ、都市公園の機能の増進に資する場合について、私人・民間事業者・地方公共団体・公益法人・NPO 法人・中間法人等を広く対象として、公園施設の設置又は管理を許可するものです。
方針	・新たに整備する公園についても活用を検討します。 ・指定管理者制度による公園管理を行います。
備考	【関係法令等】 ・都市公園法 【実績】 ・平成 18 年度より指定管理者制度を導入 ・平成 20 年度に、平成 21～25 年度の指定管理者を選考

## (8) その他のオープンスペースの確保

まちづくり空地の整備	
内容	・鎌倉市開発事業等における手続及び基準等に関する条例に基づき、商業系地域その他計画的な市街地整備を行う上で、特に重要と認める地区において開発事業を行おうとするときは、まちづくり空地を設置するよう誘導するものです。
方針	・まちづくり空地の設置を誘導します。
備考	【関係法令等】 ・鎌倉市開発事業等における手続及び基準等に関する条例 【実績】 ・平成 18～22 年度で、まちづくり空地 9 箇所を設置

遊歩道等の整備	
内容	・街路樹の植栽が可能な都市計画道路等については、歩道等への植栽に努めるとともに、市街化区域におけるレクリエーションルート、災害時の避難路としての機能をもたせます。 ・既設ハイキングコースに加え、丘陵地内や河川周辺を利用した新たな遊歩道を整備するものです。
方針	・河川周辺のプロムナード化の推進など、既設のハイキングコースに加え、都市公園、緑地、緑と一体となった歴史的建造物などの資源とのつながりを考慮した、遊歩道等の整備・充実を図ります。 ・都市計画道路等の整備にあわせた、歩道の整備・充実を図ります。
備考	【実績】 ・平成 18～22 年度で、11 箇所の歩道を整備・充実



■遊歩道等の整備  
河川周辺のプロムナード化の推進が緑のネットワークの形成に寄与しています。(砂押川プロムナード)

総合設計制度による公開空地等整備	
内容	・都市計画法、建築基準法に基づき、オープンスペースの確保による良好な都市空間の誘導市街地環境の整備・改善を目的として、総合設計制度により公開空地等を整備するものです。
方針	・制度の適正な運用を行います。
備考	【関係法令等】 ・都市計画法 ・建築基準法(昭和25年(1950年)5月24日法律第201号)

## (9) 緑の創出に係る法制度

緑化地域	
内容	・都市緑地法に基づき、良好な都市環境の形成に向けた緑の創出を目的として、用途地域内で良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足し、建築物の敷地等において緑化を推進する必要がある地区を対象に緑化地域を指定して、建築物の新築・増築に対して敷地面積の一定割合以上の緑化を義務付けるものです。
方針	・都市計画区域内の用途地域が定められた土地の区域のうち、緑化が不足している地区を中心に、緑化地域の指定候補地として位置付け、指定に向けた取り組みを進めます。 ・市街化区域での敷地面積300㎡以上の建築物を対象とします。 ・緑化率の最低限度は、近隣商業地域・商業地域が10%、その他の市街化区域が20%とします。 ※緑化地域の指定等に関する事項については、特定地区(154頁)参照
備考	【関係法令等】 ・都市緑地法

風致地区・開発事業区域内等の緑化	
内容	・風致地区内行為に伴う緑化、鎌倉市開発事業等の手続及び基準等に関する条例に基づく開発事業に伴う緑化を行うものです。
方針	・緑豊かな快適性の高い居住環境の形成を図るため、風致地区及び開発事業区域内等での緑化を推進します。 ・既存植生や周辺緑地の植生に配慮するなど、地域の特色を反映した開発事業に伴う緑化を推進します。
備考	【関係法令等】 ・神奈川県風致地区条例 ・鎌倉市開発事業等における手続及び基準等に関する条例 等 【実績】 ・平成18～22年度に、開発事業区域内で335件の緑化指導を実施

緑化施設整備計画認定制度	
内容	・民間の建築物の屋上、空地などの敷地内を緑化する計画を市町村長が認定することで、事業者が緑化に関して税制面で優遇措置を受けることができる制度です。
方針	・緑化地域及び緑化重点地区での活用を図ります。
備考	【関係法令等】 ・都市緑地法

○緑化重点地区の設定による事業の展開

<p>緑の基本計画で緑化重点地区を設定し、同地区内における市民との連携によるまちづくり事業、市民が主体となるまちづくりの提案等による緑化やオープンスペースの創出を支援し、地区内の環境の維持・向上をめざす制度です。</p>	
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑化地域以外で、都市のシンボルとなる地区、緑が少ない住宅地、風致地区など都市の風致の維持が特に重要な地区、緑化に対する住民の意識が高い地区など、重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区を定めて、公共公益施設の緑化などの緑化施策を講じるものです。</li> <li>※緑化重点地区は、都市計画法により指定する地域地区とは異なり、緑の基本計画により設定するもので、新たな土地利用の規制を行う地区ではありません。</li> <li>※将来的な緑化地域指定の重複は妨げないものです。</li> </ul>
方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「深沢地域国鉄跡地周辺地区」「鎌倉駅周辺地区」「大船駅周辺地区」を緑化重点地区として設定し、まちづくり事業等と連携した取り組みを推進します。</li> </ul>
備考	<p>【関係法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市緑地法</li> </ul> <p>【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成18年7月、緑の基本計画改訂時に、「深沢地域国鉄跡地周辺地区」「鎌倉駅周辺地区」「大船駅周辺地区」の3地区を緑化重点地区に設定</li> <li>※緑化重点地区の設定に関する事項については、特定地区(164頁)参照</li> </ul>



■鎌倉駅周辺地区  
鎌倉駅周辺地区において、快適に歩ける歩行空間が整備されています。



■深沢地域国鉄跡地周辺地区  
深沢地域国鉄跡地周辺地区の背景をなす緑地群の特別緑地保全地区等の指定を推進します。



■大船駅周辺地区  
まちづくり事業と連携して、緑とオープンスペースの充実に努めます。



■大船駅周辺地区  
市民と連携した緑化活動が積極的に進められています。(鎌倉女子大学の学生らにより作成された樹名板)

## (10) 公共施設の緑化

道路の緑化	
内容	・公園、河川を結ぶ市街化区域内での緑のネットワーク形成に向けて、今後整備する都市計画道路及び既設道路の緑化を行うものです。
方針	・今後の都市計画道路などの整備にあわせ、鎌倉市景観計画に配慮した緑化を行います。
備考	<b>【関係法令等】</b> ・道路法(大正8年(1919年)4月10日法律第58号) <b>【実績】</b> ・平成18～22年度に、537本の樹木を植栽

河川環境の整備	
内容	・潤いのある都市の形成を図るため、河川環境の回復と水質の浄化を図り、市民が水辺に親しめる水辺環境を整備するものです。
方針	・鎌倉市が管理する準用河川及び雨水幹線などについて、今後の河川整備の方針を定めた鎌倉市雨水排水整備基本計画を基に、治水の機能を確保しつつ、鎌倉市景観計画に配慮した多自然河川整備の推進と親水化、周辺のプロムナード化を推進します。
備考	<b>【関係法令等】</b> ・河川法(明治29年(1896年)4月8日法律第71号) <b>【実績】</b> ・扇川での多自然川づくりを実施 ・砂押川桜保全・再生計画の策定と実施

公共建物等の緑化	
内容	・市街地での緑の回復と都市景観の向上を図るため、市管理の公共建物敷地、都市公園等に対する緑化を推進するものです。
方針	・全ての公共建物敷地等を対象に、敷地規模や施設の特性にあわせ、鎌倉市景観計画に配慮した緑化を推進します。 ・様々なまちづくり事業と連携して、住民提案による市街地の緑化と連携した緑化を推進します。 ・屋外教育環境整備事業の活用などにより、学校校庭の芝生化・草地化を進めるとともに、緑の資源の活用と公共施設の緑化とのつながりにより、緑の回廊の形成を図ります。 ・街区公園を中心として、緑化面積が30%未満の都市公園について、都市公園の目的、周辺の緑地の配置、緑化の状況などに配慮した再整備にあわせた緑化を推進します。
備考	<b>【実績】</b> ・平成18～22年度で、1,583本の樹木を植栽

鎌倉山桜並木保存計画	
内容	・樹勢の低下が見られる鎌倉山の桜並木の保存を目的として、鎌倉山桜並木保存計画により、市と住民が個別に協定を締結して、病虫害の防除、支障木の枝切等の管理行為を行うものです。
方針	・鎌倉山桜並木保存計画に基づく管理行為を行います。
備考	<b>【関係法令等】</b> ・鎌倉山桜並木保存計画 <b>【実績】</b> ・平成6年度以降、枝下し等の管理行為を実施

## (11) 市民が主体となる緑化への支援

まち並みのみどりの奨励事業	
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑豊かなまち並み景観を創造するため、市民や企業などが住宅・店舗・商業ビル・事務所・駐車場等の接道部を緑化する場合に、その経費の一部を補助する制度です。</li> <li>・市民の緑化活動に対する助成については、生け垣の設置に限定せず、接道部への高木植栽等についても補助の対象としています。</li> <li>・緑化にあたっては、市が土地利用や立地条件等に応じた緑化指導を行っています。</li> </ul>
方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・まち並みのみどりの奨励事業補助金交付要綱に基づき、市民などによる接道緑化を支援(補助率 1/2)します。</li> <li>・街路樹のある道路の沿道宅地の接道緑化など、既存の緑の存在効果を向上させることに配慮した制度の充実に努めます。</li> <li>・都市緑地法による緑地協定区域、都市計画法による地区計画が定められた区域、景観法(平成 16 年(2004 年)6 月 18 日法律第 110 号)による景観協定区域、鎌倉市まちづくり条例による自主まちづくり計画策定地区及び鎌倉市都市景観条例による景観形成地区内で取り決めがある場合は、接道緑化に対する補助率を 2/3 としています。</li> </ul>
備考	<p>【関係法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鎌倉市まち並みのみどりの奨励事業補助金交付要綱</li> </ul> <p>【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 22 年度に、17 件、植栽延長 208.2m について補助金を交付</li> </ul>

自主まちづくり計画策定地区等での緑化	
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・潤いと安らぎのある快適なまちづくりの実現に向けて、鎌倉市まちづくり条例に基づく「自主まちづくり計画策定地区」などでの緑化を誘導するものです。</li> </ul>
方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自主まちづくり計画策定地区などでの緑化について、適正な支援と誘導を行います。</li> <li>・都市緑地法による緑地協定区域、都市計画法による地区計画が定められた区域、景観法による景観協定区域、鎌倉市まちづくり条例による自主まちづくり計画策定地区、鎌倉市都市景観条例による景観形成地区内で緑化の取り決めがある場合は、接道緑化に対する補助率を 2/3 としています。</li> </ul>
備考	<p>【関係法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鎌倉市まちづくり条例</li> <li>・鎌倉市まち並みのみどりの奨励事業補助金交付要綱 等</li> </ul> <p>【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 22 年度末現在、上記の補助の対象としている地区は 21 地区</li> </ul>

地域提案型の公共施設の緑化	
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・さまざまなまちづくり事業等と連携した市街地の緑化の一環として、地域提案型による公共施設の緑化を、鎌倉市景観計画に配慮して行うものです。</li> </ul>
方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域からの提案などに応じた公共施設の緑化を検討します。</li> </ul>

オープン・ガーデンの支援(検討)	
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑豊かなまち並みの創造の一環として、市民が庭や敷地を自発的に緑化し、オープン・ガーデンとして公開することを支援するものです。</li> </ul>
方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民による、暮らしを豊かにする緑化活動に対する支援を検討します。</li> </ul>

## (12) 緑化推進団体等の育成と連携

トラスト運動との連携	
内容	・公益財団法人鎌倉風致保存会などとの連携による緑地保全を進めるものです。
方針	・トラスト運動等との連携を更に充実させ、緑地保全を推進します。
備考	<b>【関係法令等】</b> ・鎌倉市風致保存基金の設置、管理及び処分に関する条例 <b>【実績】</b> ・平成 18 年(2006 年)1 月、公益財団法人鎌倉風致保存会が近郊緑地保全区域内の旧十二所果樹園部分(約 5.0ha)を取得 ・平成 23 年(2010 年)3 月、かながわトラストみどり基金により、(仮称)山崎・台峯緑地の一部(1,227 m <sup>2</sup> )を取得



■公益財団法人鎌倉風致保存会による緑地保全活動  
トラスト運動等との連携による緑地の質の充実に努めます。(御谷)

緑のレンジャー	
内容	・確保した緑地の維持管理に対し、市民が適正な役割を担える仕組みをつくるため、連携の推進の一環として、豊かな丘陵の樹林地を管理する緑のレンジャー(シニア)を育成します。 ・自然の生き物や草花とふれあうことで、自然に対する意識の高い緑のレンジャー(ジュニア)を育成します。
方針	・緑のレンジャーの育成に努め、樹林地の管理活動やパトロールを実施します。 ・市民との連携による緑地の保全及び維持管理を推進する上で、その受け皿となる実施・運営機能を備えた公的な市民団体の育成を図ります。 ・地域に根付いた緑地管理支援組織として、緑のレンジャーを中心とした地域住民が適正な役割を担います。 ・子どもたちに自然の大切さを知ってもらうため、緑化推進団体等と連携し、自然観察や各種体験講座を実施します。
備考	<b>【関係法令等】</b> ・鎌倉市緑のレンジャー等実施要綱 <b>【実績】</b> ・平成 22 年度のジュニア参加者 20 人、シニア参加者 8 人、自主活動延参加者 229 人

公園愛護会・街路樹愛護会	
内容	・町内会・自治会・老人会・婦人会・子供会などが、「鎌倉市街区公園等愛護活動実施要綱」「鎌倉市街路樹愛護会の設立等に関する要綱」に基づいて、身近な街区公園の愛護活動、街路樹の保護、育成等の活動を行うために結成する団体を育成するものです。
方針	・公園愛護会の育成に努め、街区公園の維持管理活動を実施します。 ・街路樹愛護会の育成に努め、街路樹の保護育成活動を実施するとともに、街路樹等に対する愛護思想の普及に努めます。
備考	<b>【関係法令等】</b> ・鎌倉市街区公園等愛護活動実施要綱 ・鎌倉市街路樹愛護会の設立等に関する要綱 <b>【実績等】</b> ・平成 22 年度現在、公園愛護会数は 90 団体、街路樹愛護会数は 21 団体が活動

市民緑地愛護会	
内容	・町内会・自治会・老人会・婦人会・子供会などが、「鎌倉市市民緑地愛護会設置要綱」に基づき、身近な市民緑地の愛護活動を行うための団体を育成するものです。
方針	・設置した市民緑地について、市民緑地愛護会の育成に努め、市民緑地として公開されている緑地の維持管理活動を実施します。
備考	【関係法令等】 ・鎌倉市市民緑地愛護会設置要綱

緑地管理機構	
内容	・将来的に、公的な緑化推進団体である都市緑地法に基づく緑地管理機構の育成を図り、市指定の特別緑地保全地区指定地や市民緑地契約の締結地内での土地の買入れや管理を行って、良好な樹林地を確保するものです。
方針	・公的な緑化推進団体である緑地管理機構の育成を図ります。
備考	【関係法令等】 ・都市緑地法

○緑化推進団体の育成による事業の展開

<ul style="list-style-type: none"> <li>・公的な緑化推進団体の充実を図るとともに、民間の緑化推進団体を育成し、連携の推進を図り、施策の進展に応じ、地域共有の緑を愛護していく団体としての体系化を検討するものです。</li> </ul>	
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財団法人鎌倉市公園協会、公益財団法人鎌倉風致保存会などの組織の充実を図り、公的な緑化推進団体を育成するものです。</li> <li>・連携の推進の一環として、樹林地や身近な都市公園、街路樹などを地域住民が自発的に維持管理している「公園愛護会」、「街路樹愛護会」などの民間の緑化推進団体の育成・連携を図るものです。</li> </ul>
方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公的な緑化推進団体の充実を図るとともに、地域の緑化推進団体の育成・連携を推進します。</li> <li>・公園愛護会、街路樹愛護会、市民緑地愛護会、緑のレンジャー、(仮称)緑地愛護会等については、地域共有の緑を愛護していく団体との連携施策の一環として体系化を図る方向性を検討します。</li> </ul>
備考	【関連法令等】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・鎌倉市街区公園等愛護活動実施要綱</li> <li>・鎌倉市街路樹愛護会の設立等に関する要綱 等</li> </ul> 【実績】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 22 年度末現在、公園愛護会 90 団体、街路樹愛護会 21 団体が登録</li> </ul>



■街路樹愛護会の活動風景  
公園愛護会、街路樹愛護会などの民間の緑化推進団体の育成・連携を図ります。(常盤)



■緑のレンジャー(シニア)の活動風景  
地域共有の緑を愛護していく団体による活動が樹林地の質の充実にも寄与します。



### (13) 古都鎌倉の緑の知識の普及

緑の学校等講習会	
内容	・緑の知識の普及の一環として実施している「緑の学校」をはじめとして、緑に係る講習会、樹木の剪定講習会などを開催するものです。
方針	・市民ボランティアの技術の向上に向けた各種講習会の充実に努めます。 ・緑の学校・緑のレンジャーの受講修了者等を対象に緑に係る講習会を実施し、地域住民の自発的な緑化活動の中心となる緑化指導者を育成します。 ・現在の事業を推進するとともに、市民団体等の同様の活動を行政が後援していくことを検討します。
備考	【実績】 ・平成 18～22 年度の延受講者数は 617 人



■緑の学校の活動風景  
緑に係る講習会を実施し、地域住民の自発的な緑に関する活動の中心となる指導者を育成します。

緑化窓口の充実	
内容	・都市緑化の普及を図るため、緑に関する情報の提供等の窓口となる緑の相談所を鎌倉中央公園に設置するほか、市民の緑化相談に幅広く対応するものです。
方針	・緑化窓口の充実に努め、樹木相談・緑化などの各種講習会に幅広く対応します。
備考	【実績】 ・平成 18～22 年度の相談件数は 3,982 件



■神奈川県立鎌倉高校の生徒によるボランティア体験学習  
国指定史跡等、古都鎌倉の緑を守り、継承していく活動を実施します。(史跡東勝寺跡)

学校での環境教育との連携	
内容	・郷土の自然に対する知識を向上させるため、学校教育の場において子ども達が楽しみながら自然の重要性、しくみ、人々の生活との係わり等を学べるような実践的な環境教育活動を取り入れるとともに、こうした教育活動と連携する形で自然観察会などを実施するものです。
方針	・教育活動との連携に努めます。
備考	【実績】 ・こどもエコクラブ、環境出前教室、酸性雨調査、緑行政に関する説明、山林管理体験等を実施



■学校におけるビオトープの整備  
学校教育の場において楽しみながら自然の重要性等を学べるような実践的な環境教育活動を取り入れます。(鎌倉女子大学)

緑の情報提供の充実	
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑の基本計画に関する情報提供の仕組みを体系的に充実させるものです。</li> </ul> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページなど、これまでの情報媒体活用の充実</li> <li>・景観施策との連携の実績に関する情報提供</li> <li>・生け垣の適正な剪定、庭木の維持管理など生活に密着した情報提供</li> <li>・都市公園、保存樹木、オープン・ガーデンなど、地域の緑に関する情報提供</li> <li>・土地所有者に対しては、緑地保全に係る法制度の指定に伴う土地所有負担の軽減内容、緑地の維持管理支援策などに関する情報提供</li> <li>・緑保全に伴う財政負担に関する情報提供</li> </ul> </div>
方針	・実績等の公表と情報提供の充実に努めます。
備考	<b>【実績】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 18 年度以降、各年度における緑政実績をまとめており、平成 20 年度からは「鎌倉市のみどり(緑の基本計画推進の取り組み)」として公表</li> </ul>

#### (14) 緑に対する意識の高揚

緑のポスターコンクール等	
内容	・緑に対する意識の高揚の一環として、緑化・緑地保全に関するポスターコンクール、市の木、市の花の普及、記念樹の配布、かまくら緑の 50 選の指定などを実施するものです。
方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種のキャンペーンの充実に努めます。</li> <li>・現在実施しているポスターコンクール等の事業を推進するとともに、市民団体等の同様の活動を行政が後援していくことを検討します。</li> </ul>
備考	<b>【実績】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 22 年度のポスターコンクールの参加は、小学校が 16 校・84 人、中学校が 10 校・191 人</li> </ul>



■ポスターコンクール表彰式  
コンクールの入賞者約 40 名に対し、鎌倉市緑化まつり会場において表彰式を行っています。

緑化パンフレット等の配布	
内容	・緑に関する情報伝達のメディアとして、市民の要望に沿った各種の緑化パンフレットなどを作成し、配布するものです。
方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑化パンフレット等の内容の充実に努めます。</li> <li>・現在の事業を推進するとともに、市民団体等の同様の活動を行政が後援していくことを検討します。</li> </ul>
備考	<b>【実績】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「緑の手引き」「緑の手帳」を緑の学校やレンジャーのテキストとして活用</li> </ul>

緑化まつりの開催	
内容	・緑を含む環境意識の高揚に向けたイベント事業として、鎌倉市緑化まつり等を開催するものです。
方針	・「鎌倉市緑化まつり」の充実等に努めます。 ・現在の事業を推進するとともに、市民団体等の同様の活動を行政が後援していくことを検討します。
備考	<p>【関係法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鎌倉市緑化まつり実行委員会設置要綱</li> </ul> <p>【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 22 年度までに、鎌倉市緑化まつりを 22 回開催</li> <li>・鎌倉市緑化まつりの参加者数は、平成 18 年度・約 5,000 人、19 年度・約 2,400 人、20 年度・約 4,000 人、21 年度・約 4,100 人、22 年度・約 2,600 人</li> </ul>



■鎌倉市緑化まつり  
会場において、市民団体等による体験コーナーが設けられ、多くの市民が体験活動に参加しています。

緑の顕彰制度	
内容	・鎌倉市の緑地保全・緑化に功績のあった個人や団体を表彰するものです。
方針	・鎌倉市表彰規則に基づく表彰制度をはじめ、現行の制度を積極的に活用し、必要に応じて新たな表彰制度の制定を検討します。 ・地域住民等が自らの生活空間の緑を豊かにする担い手として緑化を推進し、そうした活動の成果を評価・認定し支援する仕組みづくりを検討します。
備考	<p>【関係法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鎌倉市表彰規則 他</li> </ul> <p>【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 21 年度までに、市民をはじめ、公益財団法人鎌倉風致保存会、NPO 団体、地域住民団体が都市緑化基金賞、都市緑化功労賞及び市政功労賞等を受賞</li> </ul>

## 4. 緑地指定等の目標のまとめ

### (1) 地域制緑地等の指定目標

■表Ⅱ.3.1 地域制緑地等の指定目標※1

種別	面積(約 ha)	計画策定時		前回改訂時		今回改訂時		中間年次		目標年次	
		平成 7 年(1995 年)		平成 17 年(2005 年)		平成 22 年(2010 年)		平成 32 年(2020 年)		平成 42 年(2030 年)	
		市街化区域	都庁圏区域	市街化区域	都市計画区域	市街化区域	都庁圏区域	市街化区域	都庁圏区域	市街化区域	都庁圏区域
歴史的風土保存区域	箇所数	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
	面積	161.9	956	176	989	176	989	176	989	176	989
	備考	市街化区域は GIS 計測値(逗子市分約 6.8ha を含む)									
歴史的風土特別保存地区	箇所数	—	13	—	13	—	13	—	13	—	13
	面積	—	570.6	—	573.6	—	573.6	—	573.6	—	573.6
	備考	約 201.8ha の指定拡大を要請									
近郊緑地保全区域	箇所数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	面積	26	243	26	243	26	294	26	294	26	294
	備考	市街化区域は GIS 計測値									
近郊緑地特別保全地区	箇所数	—	0	—	0	—	0	—	1	—	1
	面積	—	0	—	0	—	0	—	131	—	131
	備考										
風致地区	箇所数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	面積	1,095.6	2,185	1,095.6	2,194	1,095.6	2,194	1,095.6	2,194	1,095.6	2,194
	備考	約 170.5ha(GIS 計測値)の指定拡大を要請									
特別緑地保全地区	箇所数	0	0	5	5	8	8	14	14	16	16
	面積	0	0	25.6	28.1	38.1	41.4	53.8	61.7	57.4	65.3
	備考	GIS 計測値 市街化調整区域：城廻地区(3.3ha)＋梶原五丁目地区(4.6ha)＝7.9ha 龍宝寺地区(13ha)・手広地区(15ha)・常盤山地区(1ha) 計 29ha を要請 既指定面積(41.4ha)＋市指定候補地面積(23.9ha) ＋要請面積(29ha)＝94.3ha									
緑地保全地域	箇所数							—	—	—	—
	面積(ha)							—	—	—	—
保安林	面積	2.8	171	2.8	170	2.8	171	2.8	171	2.8	171
	備考										
農用地区域	箇所数	—	1	—	1	—	1	—	1	—	1
	面積	—	47.9	—	47.9	—	47.9	—	47.9	—	47.9
生産緑地地区	箇所数	149	149	146	146	141	141	141	141	141	141
	面積	18.1	18.1	18.1	18.1	17.5	17.5	17.5	17.5	17.5	17.5
緑地保全推進地区	箇所数			6	7	6	7	0	0	0	0
	面積			15.3	36.4	15.3	36.4	0	0	0	0
	備考	市街化区域は GIS 計測  つなぎ策であるため法制度適用後に指定解除の方針									
保存樹林	面積(ha)	3.9	364.1	3.9	322.7	3.9	291.3	3.9	91.3	3.9	291.3
	備考										
緑化地域	箇所数			0	0	0	0	1	1	1	1
	面積(ha)			0	0	0	0	1,430	1,430	1,430	1,430
	備考	見直しによる候補地変更(GIS 計測値)									

※1 数値目標は、概ねの数値です。歴史的風土特別保存地区等、国、県が指定するものについては、目標数値を記載していますが、平成 22 年度末現在、指定に向けた事務手続きを進めている近郊緑地特別保全地区は、目標数値を掲載しました。

(2) 施設緑地の整備目標

■表Ⅱ.3.2 施設緑地の整備目標※1 ※2

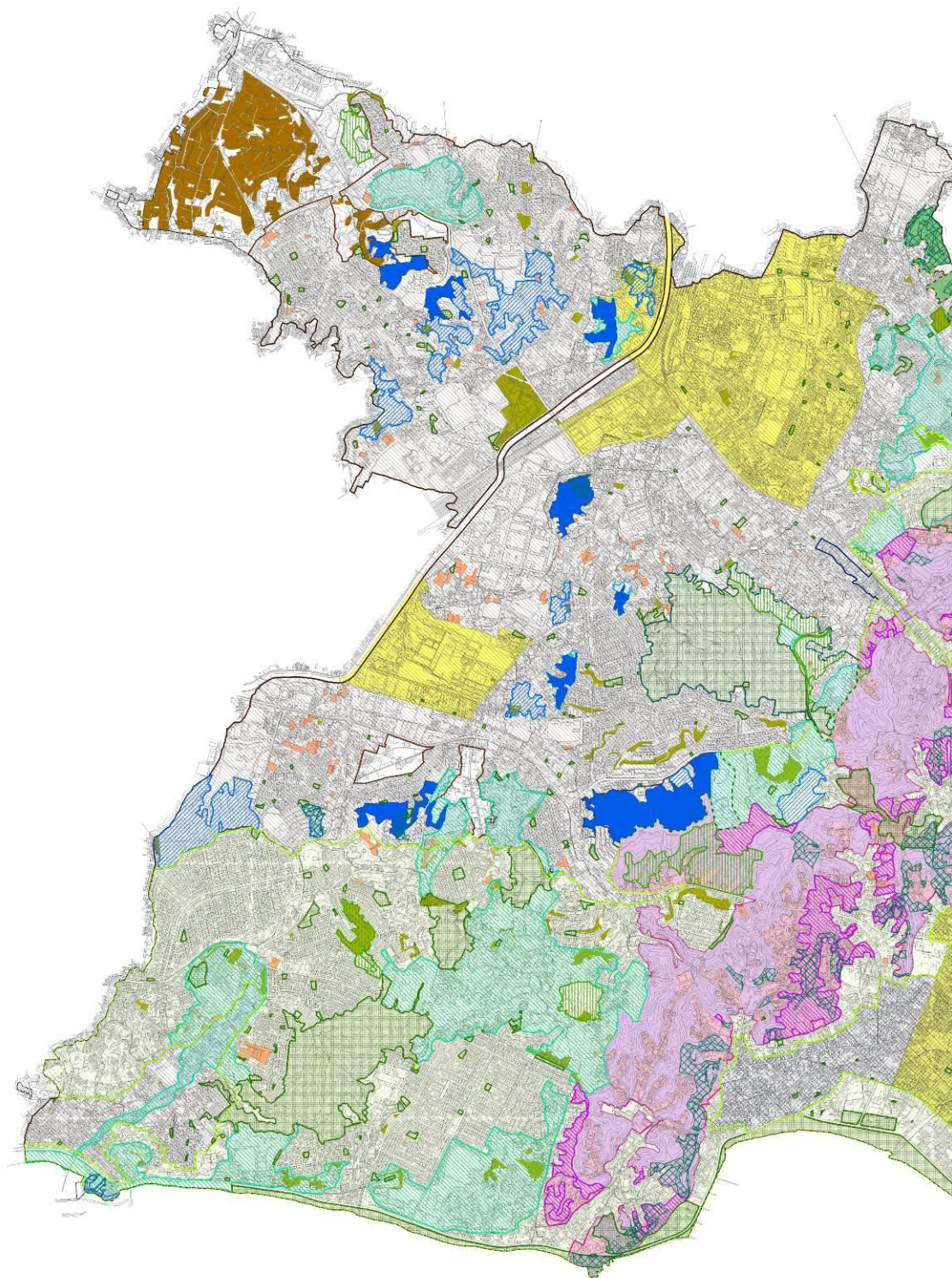
種別	面積(約 ha)	計画策定時		前回改訂時		今回改訂時		中間年次		目標年次	
		平成7年(1995年)		平成17年(2005年)		平成22年(2010年)		平成32年(2020年)		平成42年(2030年)	
		市街化区域	都市計画区域	市街化区域	都市計画区域	市街化区域	都市計画区域	市街化区域	都市計画区域	市街化区域	都市計画区域
街区公園	箇所数	162	165	207	210	224	227	224	228	224	228
	面積(ha)	16.0	18.0	19.2	20.1	20.2	21.1	20.3	21.2	20.3	21.2
	m <sup>2</sup> /人	0.9	1.1	1.1	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2
	備考	未供用部分の供用開始									
近隣公園	箇所数	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1
	面積(ha)	0	0	0	0	0	0	0.9	0.9	0.9	0.9
	m <sup>2</sup> /人	0	0	0	0	0	0	0.1	0.1	0.1	0.1
	備考	岩瀬下関防災公園(0.9ha)									
地区公園	箇所数	1	2	1	2	1	2	1	3	1	3
	面積(ha)	1.9	11.4	1.9	11.4	5.9	15.4	5.9	18.3	5.9	18.3
	m <sup>2</sup> /人	0.1	0.7	0.1	0.7	0.3	0.9	0.3	1.0	0.3	1.1
	備考	源氏山公園(9.5ha)調整9.5ha、		笹田公園(1.87ha)		笹田公園(5.9ha)		(仮称)関谷公園(2.9ha)調整2.9ha(GIS計測)			
総合公園	箇所数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	面積(ha)	5.0	7.0	5.0	7.0	5.0	7.0	6.7	31.6	6.7	31.6
	m <sup>2</sup> /人	0.3	0.4	0.3	0.4	0.3	0.4	0.4	1.8	0.4	1.8
	備考	鎌倉海浜公園(7.0ha)調整2.0ha						鎌倉海浜公園(31.6ha)調整24.9ha(推進プログラム)			
運動公園	箇所数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	面積(ha)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	m <sup>2</sup> /人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	備考										
基幹公園計	箇所数	164	168	214	218	226	230	228	233	228	233
	面積(ha)	22.9	36.4	26.4	38.8	31.1	43.5	33.9	72.1	33.9	72.1
	m <sup>2</sup> /人	1.3	2.1	1.6	2.3	1.8	2.5	1.9	4.1	2.0	4.2
	備考										
風致公園	箇所数	0	1	1	2	2	4	2	4	5	7
	面積(ha)	0	12.9	23.7	36.6	30.6	50.0	58.1	98.1	58.6	106.5
	m <sup>2</sup> /人	0	0.8	1.4	2.2	1.8	2.9	3.3	5.6	3.4	6.2
	備考	散在ガ池森林公園(12.9ha)調整12.9ha		鎌倉中央公園(23.7ha)		夫婦池公園(6.5ha)調整6.5ha、六国見山森林公園(6.9ha)		散在ガ池森林公園(32.3ha)調整32.3ha、鎌倉中央公園(51.2ha)、夫婦池公園(7.7ha)		(仮称)明月荘公園(3.7ha)調整3.7ha、(仮称)旧華頂宮公園(0.5ha)、(仮称)扇湖山荘公園(4.7ha)調整4.7ha(GIS計測)	
歴史公園	箇所数	0	0	0	0	0	0	0	1	2	3
	面積(ha)	0	0	0	0	0	0	0	8.7	1.0	21.3
	m <sup>2</sup> /人	0	0	0	0	0	0	0	0.5	0.1	1.2
	備考							(仮称)永福寺公園(8.7ha)調整8.7ha		(仮称)北条氏常盤亭公園(11.5ha)調整10.6ha、御谷公園(1.1ha)調整1.0ha(GIS計測)	
都市緑地	箇所数	6	6	6	6	6	6	9	9	9	9
	面積(ha)	6.2	6.2	6.2	6.2	6.2	6.2	20.4	29.4	20.2	29.2
	m <sup>2</sup> /人	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	1.2	1.7	1.2	1.7
	備考	浄明寺緑地(13.4ha)調整9.0ha、(仮称)腰越2号緑地(4.0ha)(GIS計測)、山ノ内西瓜ヶ谷緑地(1.4ha)山ノ内東瓜ヶ谷緑地(0.4ha)、(仮称)山崎・台峯緑地(8.9ha)、(仮称)山ノ内宮下小路2号緑地(0.3ha)、△津2-1号緑地を鎌倉広町緑地に編入(0.96ha)									
都市林	箇所数			0	0	0	0	1	1	1	1
	面積(ha)			0	0	0	0	45.4	48.1	45.4	48.1
	m <sup>2</sup> /人			0	0	0	0	2.6	2.7	2.7	2.8
	備考										
都市公園合計	箇所数	170	175	216	221	234	240	240	248	245	253
	面積(ha)	29.1	55.5	56.0	81.3	67.9	99.7	157.8	256.4	159.1	277.2
	m <sup>2</sup> /人	1.7	3.2	3.3	4.8	3.9	5.7	9.0	14.6	9.3	16.2
	備考										
児童遊園等	箇所数	43	46	37	39	34	36	33	35	33	35
	面積(ha)	8.7	8.8	5.8	6.0	4.8	5.0	3.9	4.1	3.9	4.1
	m <sup>2</sup> /人	0.5	0.5	0.3	0.4	0.3	0.3	0.2	0.2	0.2	0.3
	備考										
施設緑地合計	箇所数	213	221	253	260	268	276	273	283	278	288
	面積(ha)	37.8	64.3	61.8	87.3	72.7	104.7	161.7	260.5	162.9	281.2
	m <sup>2</sup> /人	2.2	3.8	3.6	5.1	4.2	6.0	9.2	14.8	9.5	16.4
	備考										

※1 1人当たりの面積は、人口規模を平成22年(2010年)に17.4万人、32年(2020年)に17.6万人、42年(2030年)に17.1万人で設定しています。なお、ここで用いる将来人口推計の数値は、平成22年度に実施した簡易人口推計(各年1月1日基準)の数値で、2005年から2010年の人口増減をベースに、社会移動が収束していくと見込んだトレンド推計です。

※2 計画策定時の数値(面積69.9ha、1人当たり面積4.1m<sup>2</sup>)は「県立フラワーセンター大船植物園」を含んでいるため、この表の数値との違いがあります。

## 5. 緑の基本計画がめざす緑地指定等の方針図

■ 図Ⅱ.3.1 緑の基本計画がめざす緑地指定等の方針図



※概ねの位置を示したもので、その他の施設緑地は、「児童遊園」「子どもの広場」「子どもの遊び場」「市の管理する緑地」「青少年広場」「県立フラワーセンター大船植物園」です。

地域・地区	現況	計画(候補)
歴史的風土特別保存地区(古都6条)		
歴史的風土保存区域(古都4条)		
近郊緑地特別保全地区		
近郊緑地保全区域		
特別緑地保全地区		
緑地保全地域		
都市計画公園・都市公園等		
その他の施設緑地等		
農用地		
緑化地域		
緑化重点地区		
風致地区		
保全配慮地区		
緑地保全推進地区		
生産緑地地区		
景観地区		
保安林		

